

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

(有)山末建設

指名停止措置業者の住所

大分県宇佐市大字下高 1 7 2 4

2. 指名停止措置期間

令和6年8月10日から令和6年9月9日まで（1か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当

4. 指名停止措置理由

(有)山末建設及び同社従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和2年2月22日、中津簡易裁判所において、同社が罰金80万円、同社従業員が罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和6年7月9日、大分県知事から指示処分を受けたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係

TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)